

令和 3 年

亀山市教育委員会 10 月定例会会議録

亀山市教育委員会 10月定例会会議録

1. 日 時

令和3年10月22日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

本庁3階理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	大 萱 宗 靖
2番委員	吉 岡 洋 子
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩 崎 圭一郎

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（若林喜美代委員）

7. 会議録の承認（9月定例会、第6回臨時会）

承認

8. 教育長報告

教育長（令和3年10月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 報告事項

教育長 報告事項1「令和3年度教育予算11月補正について」説明を
求める。

（総務課長、学校課長詳細説明）

大萱委員 1点目、網戸の設置について、昆虫類等の侵入によって授業に
支障をきたす学校について設置を行うとあるが、支障をきたさない
学校があるのか、またその判断基準は何か。

2点目、オンライン学習通信費の支援について、就学援助を受け
ている家庭の通信費を支援することで、支援する費用の算定が
非常に難しいと思われるが、どのように決定しているのか。一律
であるのか、例えばWi-Fiが繋がっている家庭には支援を行う
のか、繋がっていない家庭はどのような支援を行うのか。

総務課長 網戸の設置につきましては、設置について学校から要望のあつ
たところに設置を行うものです。

オンライン学習通信費の支援につきましては、一律1か月あた
り2,000円を支援するもので、昨年度に引き続き行うもので
す。

大萱委員 昨年度も行っているのか。

教育部長 通信費につきましては、就学援助を受けている家庭のうち要望
のあった全ての家庭に対して、昨年度に通信機器の配備と通信費
という形で、支援を行っています。その内容を踏まえて、今年度

オンライン授業を実施したということもあり、通信費を対象となる家庭に対して、一律月額2,000円×7か月分支援することとしています。

教育長 昨年度も端末と通信費の支援という形をとっており、端末については50,000円、通信費については20,000円を支援している。

学校課長 昨年度の事業は学校教育課が所管していましたが、今年度は就学援助の一環として行う事業として教育総務課が所管しています。

教育長 端末の支援は去年で終わっている中で、新入生は端末が必要だと考えるが、どのように対応しているのか。

教育部長 新入生及び転入生の分につきましては、学校教育課にて予算計上を行っています。よって、年度途中に転入されている児童に対しましても対応ができるようにしています。ただ、今後はフィルタリングソフトを入れることによって、一人一台端末を家庭に持ち帰ることが可能となりますので、それ以降については、給付金は必要なくなるであろうと考えています。

教育長 新入生及び転入生の端末の予算化は行っていることは理解したが、所管する課が分かれているのは何故か。また、大萱委員ご指摘の内容について一律全てに支援するとのことであったが、全ての家庭ではなく、申込書又は申請書等の提出のあった家庭に対して支援するというものではないのか。教育委員会から全ての家庭に一律支援はしていないとは認識しているが。

教研GL 昨年度のオンライン学習支援給付金はあくまで給付金ですので、該当する家庭の中の希望者に対しまして端末代金50,000円と通信費20,000円を給付したものです。

教育長 希望者に対してということでもいいか。

教研GL 昨年度は希望者に対してです。

教育長 では、今年度も含めて一律一斉には行っていないという認識でいいのか。

教育部長 はい、就学援助を受けている家庭には給付ができるということであり、希望者が無ければ全家庭一律というわけではありません。ただ、予算につきましては、対象家庭全てに給付できる分の予算を計上しています。

教育長 就学援助の家庭のうち希望者に支援するという認識でいいか。
教育部長 そのとおりです。
大萱委員 今年度も同様か。
教育部長 同様です。
教育長 教育部長の答弁の中の7カ月、2,000円の根拠は何か。
教育部長 2,000円につきましては、昨年度、通信費2,000円×10か月分で合計20,000円を支援していました。これは通信契約を行うにあたり、様々な手法があろうかと思いますが、その一部に充当していただくということで算出した金額です。今年度もその額を踏襲しています。また、7カ月という期間につきましては、現在も予算は一定程度確保していますが、その内訳は新規の方々といった限定的な方に対する予算と考えていますので、オンライン授業が行われたという実態を踏まえまして、9月以降分の7か月分で予算計上しています。

教育長 網戸の設置について、要望のあった学校について設置するという答弁であったが、要望がない学校については工事を行わないのか。

総務GL まず、要望のあった学校は14校中7校であり、亀山西小、亀山東小、昼生小、野登小、関小、加太小、関中学校です。現状、それ以外の学校からは要望をいただいていないところですが、今後、同様の支障が発生した場合については、学校と協議を行いながら設置については検討していきたいと考えています。

また、今回の事業は、学校保健特別対策事業費補助金を活用して実施する予定です。この補助につきましては、対象とする学校に配当し現場で困っている内容を事業として執行するという主旨があります。その主旨を踏まえまして、要望のあった学校を対象といたしました。

教育長 直接困っていない学校については補助の対象とならないため、現状困っており要望のあった学校を対象としたということでもいいか。

総務GL そのとおりです。
宮村委員 この事業は、新型コロナウイルス感染症感染対策の一環であるとする。虫が教室に入る入らないといった全14校の実状は同じ市内の中で、大きくは変わらないのではないかと思うが、今年

は補正予算であるため要望のあった学校を行い、他の学校は来年度の当初予算で対応を行うこととし、全校設置を実施する方向で考えた方がいいと考えるが如何か。

総務課長

他の学校も状況は大きくは変わらないとは考えます。来年度に向けた予算要求に関する各学校のヒアリングは終了していますが、それを前倒しする形で補正予算の計上を今回行っています。今後も各学校へ聞き取りを行い、出来るだけ早いうちに順次進めていきたいと考えます。

教育長

今後も行っていくということでもいいか。

総務課長

ヒアリングの上、考えていきたいと思います。

総務GL

ただ、予算について、現状は各学校にヒアリングを行いながら予算計上を行っていますが、施設の老朽化対応、設備の更新、法的な整備等、様々な対応も必要となってきます。その状況を含めて、一律実施するのではなく、優先度をしっかりと考えながら実施していきたいと考えています。

教育長

国の補助は来年度も引き続きあるとはいえるのか。

保健GL

来年度につきましては、今のところ通知等はありません。今年度の補助につきましても、令和2年度分の繰り越し事業として実施されるものであり、補助は無くなる可能性の方が高いと見込んでいます。

教育長

現状、国の補助メニューに該当するのは今回挙げた7校であるということでもいいか。

総務GL

そのとおりです。

教育長

では、それ以外の7校については、来年度以降に困った状況になれば、その時に判断するという考えでいいのか。

総務課長

そのとおりです。

大萱委員

フィルタリングソフトの整備とはどのような事業であるのか。この整備により通信費の支援が必要無くなるというのは、どのような関係性があるのか。

教研GL

フィルタリングソフトの整備に関しましては、今年度、オンライン学習の同時配信授業を亀山市として実施しましたが、その時に希望する家庭に対しまして端末の貸し出しを行いました。この貸し出しについては一律全員に行うものではありませんが、家庭に持ち帰ってインターネットに接続する場合は、それぞれの家庭

で契約している回線の安全性によるものとなり、フィルタリングの問題がありました。今回は緊急の対応となりましたので、家庭回線による安全管理でのみ安全性を担保する状況でした。ただ、今後想定される新型コロナウイルス感染症の第6波等を想定したときに、端末の全員持ち帰りを考慮すると、市内で統一したフィルタリングによって使用時間やチャット使用等を含めて制限をかけることが望ましく、教育委員会又は学校レベルで統一した制限をかけることができるフィルタリングの整備の要望を今回行っているところです。

教育長 インターネット等に関して、何でもかんでも繋がらないような設定を行い、端末を貸し出したのではないのか。

教研GL 基本的にはそのとおりです。

教育長 且つ、オンライン配信授業等使用条件をしっかりと制限して貸し出したということではないか。

教研GL 今回貸し出しを行った端末につきましては、学校で使用可能な機能に制限をかけました。よって、端末の返却があった場合は、その制限をリセットしないと学校で同様の使用ができないという状況となるため、一律貸し出しには至りませんでした。

教育長 今回は、端末を緊急的に貸し出して持ち帰ることとなったが、自由にインターネットに繋げて、ゲーム等を含め何でもできないように設定して貸し出したということである。今回の整備については、端末を持ち帰ってもインターネットには繋がるが、従来からきっちりとフィルタリングをはられているような環境を整える事業であり、この整備により、全員に端末貸し出しが可能となると考えている。全員に端末を貸し出せるということは、端末購入に関する支援は必要ないということである。

大萱委員 ただ、その整備が為されていても通信費は必要と考える。このフィルタリングソフトの整備により通信費の補助も必要ないとの説明があったと認識しているが、如何か。

教育部長 通信費ではなく、端末に対する支援が必要なくなるということです。通信費につきましては、今後、一定の予算が必要となると考えています。

大萱委員 今後も、このような事態が発生したら支援を行っていくという考え方でいいのか。

教育部長
教育長

そのとおりです。

就学援助としては、修学旅行費や給食費、新入生の学用品等についても支援を行っている。この中に、端末通信費も入れていくという考えである。教育委員会としてはこの考え方で予算要求を行い、今回の提案が認められれば実施していくという流れである。

大萱委員

手厚い補助は理解できるが、通常、通信費については、補助が無い時期も通信契約をしていけば継続して払い続けるものである。この支援であると、補助が無い時は一度解約して、必要になればまた契約するという考え方になるのか。通信費の支援については希望者だけであるのか。

教育部長

ほとんどの家庭においてスマートフォンやタブレットの通信環境を既に整えられていると考えられますので、それぞれの家庭で通信会社への支払いを行っていると思います。今回の通信費の支援については、新たに通信契約を求めるものではなく、今使用している通信費用へ充当していただくという考え方です。新たな通信契約を求めるものではありません。

大萱委員
教育部長

では、機器の支援というものはどういうものか。

昨年度の給付金のものですが、タブレット端末の購入に対してのものです。また、タブレット端末を購入すると使用するには当然通信費が必要となることから、その通信費についても給付するというものです。今年度につきましても、通信費については既存の通信環境があればその通信費に充当いただければ結構ですし、新たに別契約を行う家庭であれば、その費用に充当いただくことも構いません。それぞれの家庭の事情に合わせていただければと考えています。ただ、今後、一人一台端末を基本的には単にコロナ対策というだけではなく、端末持ち帰りによる学習に使用することが想定されるという意味では、一定の通信費の支援が引き続き必要となると考えています。

教育長

昨年度の端末費と通信費を給付した時に、国等の補助メニューは使用しているのか。

教研GL
教育長

市単独事業です。

教育委員会としては、今回の資料のとおり考え方であるが、今後財務当局の判断がなされることとなる。

- 大萱委員 昨年度の事業において、機器に関する給付を得て機器を購入した、そしてその通信費の給付もいただくという流れとなるが、例えば、端末費だけ給付いただき、Wi-Fi 環境が整っているため通信費は給付不要と判断する家庭もいると思う。そのようなことも聞き取りを行いながら給付したのか。
- 教研GL 機器は所有しており通信費のみ給付の申請があった家庭はいましたが、機器の給付が必要で通信費の給付は不要とした家庭は1件もありませんでした。
- 大萱委員 それはWi-Fi 環境が整っていないからか、若しくはWi-Fi 環境が整っていても給付されたのか、その辺りの状況については、もう少し丁寧に聞き取って給付した方がよかったのではないかと。
- 教研GL 昨年度の端末費と通信費については、あくまで給付金扱いとなっています。よって、実際に購入したかどうかの確認は行っていません。あくまで端末を所持していない等の要望を受けて給付を行っているものです。
- 大萱委員 今後は通信費を継続して支援していくということであれば、何らかの設問を設けるとか、しっかりと聞き取っていくべきではないのか。
- 教研GL 個別に調査を行ったわけではありませんが、昨年度端末の給付を受けた家庭については、今年度端末を所有していないという家庭は一軒もありませんでしたので、そういう意味では給付金を活用して整備していただけたと認識しています。
- 教育長 通信費については、大萱委員ご指摘の一面はあると考えられるが、いわゆる経済的事情が厳しいご家庭の就学援助の一環として通信費の支援を入れるという考えを教育委員会事務局として持っているということではないか。
- 教育部長 そのとおりです。
- 教育長 この結果についても報告いただけるのか。
- 教育部長 補正予算については、財政当局等の判断もありますが、11月11日、12日の市議会臨時会に提案させていただきたいと考えています。結果につきましては、教育委員会会議にて報告する予定としています。
- (質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項2「市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 教育長 5ページの下表であるが、想定よりも学校端末の貸し出しを希望する家庭がかなり多かった。加太小学校は全員に貸し出している。スマートフォンは持っているがスマートフォンで授業を受けるのはしんどいとか、パソコンは持っているが古くなっている等の理由により、しっかりとした画像で配信授業を受けるため端末の貸し出しを希望したのではないかと考えられる。
- 若林委員 1点目、4ページについて、学校を公表した事例がある一方で、公表されていない例もあるが、この違いは何か。
2点目として、5ページの下表で加太小学校は全員端末貸し出しを希望したとのことであるが、本当に希望があって持ち帰ったのか、若しくは児童数が少ないため、学校で児童全員の環境を統一したのか分からない。理由は把握しているのか。また、各学校における貸し出しの割合のバラツキについて、例えば亀山、中部中学校については半分以上の生徒が希望した一方で、関中学校は非常に少ない。これらの事情については如何か。
3点目として、6ページで10月までは様々な活動を控えていることは理解できるが、11月以降に社会見学等、行事に関する記載がない学校の活動については、実施しないという判断なのか。
- 学校課長 1点目について、接触者等がなく、また特別な対応を必要としない場合、校名は公表しないという決め事があります。校名を公表した学校につきましては、資料のとおり学級閉鎖対応や検査の実施等を行っていることから特別な対応を行っているとは判断でき、影響も大きいことから公表しています。
- 教研GL 2点目、端末の貸出数について、加太小学校では貸出希望を募った中で希望者数が多かったため、学校からの呼びかけの下、全児童が端末を借りることとなりました。他の学校については、基本的には学校登校の割合の多い学校とオンライン同時配信授業を受ける児童生徒が多い学校とイコールに近い割合の貸し出しとなっています。例えば亀山西小学校、亀山東小学校、井田川小学校のようにオンライン同時配信授業を受ける児童が多かった学校に

については貸し出しの割合が大きくなっています。併せて中学校では、関中学校の割合が低いことの明確な理由は把握していませんが、亀山中学校、中部中学校は、特に9月6日～10日はほぼ端末の貸し出しはありませんでしたが、13日～24日に午後オンライン授業となったことから一気に貸し出し希望者が増えました。また、兄弟関係にある家庭については、端末が家庭に複数台用意できないことにより、貸し出し数も増えたのではないかと考えています。

学事GL 3点目、11月12月の行事予定につきまして、11月下旬や3学期のどこかで行事を調整中の学校につきましては、次期末定という判断で何校もあり今回の資料に記載されていません。

教育長 学校行事関連で提案であるが、運動会に教育委員の皆様にも例年出席いただいたいたが、現在もコロナ禍の中で参観者の制限を行いながら実施している状況であるため、運動会への訪問は控えさせていただきたいと考えているが、如何か。

委員全員 了解。

吉岡委員 保護者としてであるが、9月13日～24日まで中学校において午後がオンライン授業となった中で、家庭の端末を使用して参加した。その時、宿題の中に「書いた図形を写真を撮って送ってください。」とか「英語のリスニングの声を録音して夜の8時まで送ってください。」というものがあつた。この場合、保護者が中に入って使用方法等を子どもに教えながら行う必要があり、例えば親の勤務時間に合わせると時間内に宿題を提出できない等の事例が発生するおそれがある。そう考えると、学校の端末貸し出しを受けた方が子ども本人も使い慣れているため、結果的によかつたのではないかという感想を持った。

また、貸し出しについてはWi-Fiルーターを教育委員会事務局へ直接取りに行く必要があり、直接取りに行くことが困難であつたために自身で購入に至つたという声もあつた。

教支GL 実際に小中学校を廻つた中で、オンライン授業の中でも少しでも児童生徒の様子が知りたいという教員の想いもあります。実際に、児童生徒が図形を描いている姿が画面を通して確認することが出来ず、果たして児童生徒が授業で習つた図形を実際に書くことが出来るのか確認する事が画面を通してではなかなか難しい状

態でしたので、今書いたノートを写真で撮って画面で共有してくださいと児童生徒にお願いしたこともあります。やはり実際は保護者の方が隣に寄り添って一緒に居ていただき、初めての事で児童生徒が慣れていないこともあり、保護者の方にはだいぶ負担をおかけしたのではないかと考えています。各学校において今回のオンライン学習でどのような成果があり、どのような課題があったのか、保護者からどのような意見をいただいたのか、既にまとめている学校も多くあり、次の担当者会議にて情報共有等を行いながら次に生かしていきたいと考えています。本日のような意見をたくさん学校等へ言っていただければと思います。当課としても本日いただいたご意見を共有していきたいと思っています。

教研GL

ルーターにつきましては、予め学校に何台か配当配備を行い学校に直接借りに行っていたことが保護者としては一番望ましい方法であると思いますが、貸し出しにあたっての契約手続き等の説明を行う必要があったため、今回の手法をとらせていただきました。ただ、今のご意見も踏まえまして、次回によりよい方法がとれるように検討させていただきたいと思っています。

大萱委員

オンライン授業において、当初は学校側からの一方的な配信授業であったと思うが、以降、宿題まで行うなど非常にいい方向に進んでいると感じられる。オンライン授業であるため、単に児童生徒が画面を見るだけではなく、しっかりと受け答えがスムーズに出来るような授業をいち早くやっていただきたいと思う。色々な事を是非試していただきたい。

教育長

全員に端末を持ち帰らせることによって、様々な課題が解決できると考えている。そのためにも、フィルタリングソフトの整備については是非予算化いたしたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項3「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項4「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項5「令和4年成人式の開催について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
- 教育長 教育委員にもご出席を願いたい。
- 委員全員 了解。
- 宮村委員 令和4年以降について、18歳、19歳の方たちに対して、何か実施するような考えはあるか。従前どおり何も行わないということ
でいいのか。
- 参事生課長 民法の改正が決定した当時に、今回の資料のとおりの形で実施す
るということとしていますので、あくまで「二十歳の集い」として
開催することとしています。18歳、19歳の方につきましても、
20歳になった段階でこの催し物に参加いただくこととしています。
- 宮村委員 確か当時は、18歳を対象とするか、20歳を対象とするか議論
があったと認識している。結果、20歳になった方を対象にする
という事について異論はないが、18歳、19歳の方が成人になられ
て、法的な位置づけがある中で、その方たちへの意識付け、催し物
を行うのではなくとも対象の方に自覚を持っていただくためにも、
市として何か啓発等を行うことも必要ではないかと考えるが、如何
か。
- 教育部長 民法改正当時、成人式のあり方を考えていく中で、例えば選挙
等、今まで成人式で行っていた啓発が学校等を通じて行われるの
ではないかと考えています。市として、式典等の開催については特に
予定していませんが、成人としての意識付けにつきましては、選挙、
被選挙権の問題とか、様々な形で取り組みが行われると考えていま
す。
- 教育長 教育委員会としては何か行うのか。例えば令和4年4月1日以
降に18歳、19歳になられた方について、選挙の内容を含めた成
人としての自覚を促す、またはお祝いの言葉等を封書で送る等も出
来るのではないか。実施にあたり郵送料等の予算も必要となると考
えるが。

参事生課長 現時点では検討していませんが、宮村委員のご指摘のとおり18歳になり成人になられる方への意識啓発は重要な取り組みであると思いますので、新年度に予算も含めて検討したいと思います。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)

教育長 DV、いじめ等に関する展示を11月に実施することについて、理由があるのか。

図書館長 実施理由に関しまして、11月は児童虐待防止推進月間やいじめ防止強化月間という取組月間となるため、担当部署である子ども未来課及び学校教育課から展示依頼もいただき、行政連携展示に至ることとなりました。

教育長 11月は防止月間となるため、ピンクシャツ運動等の取り組みがなされることとなる。
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「後援事業について」説明を求める
(総務課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

10. その他

参事生課長 生涯学習計画骨子案の修正について説明
(質問はなく、報告を終わる。)

学校課長 学校教育ビジョン骨子案の修正について説明
(質問はなく、報告を終わる。)

1 1. 閉会

午後 3 時 1 0 分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3 番委員

4 番委員